

大規模経済危機等対策資金（【所定枠】 【固定枠】）

（責任共有制度対象外）
【市町村長認定要】

融 資 対 象	<p>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた方</p> <p>（認定基準） 認定に当たっては、以下のいずれにも該当すること。</p> <p>（1）金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。</p> <p>（2）中小企業信用保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。</p>
---------	---

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
運 転	5,000 万円	10年 (2年) 以内	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.675%

保証料率（年）									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率（%）	0.60%								

取扱金融機関 (順不同)	<p>商工中金、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合</p>
-----------------	---

担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保は必要に応じて提供。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。</p>
---------	--

備 考	<p>認定のお申し込み先は、事業所の所在する市町村。 (認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。)</p> <p>奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可。</p>
-----	--